エ　土地改良区

土地改良区は、農業・農村の構造の変化に伴い、その組織運営等に影響が生ずることが想定される。

このため、合併等による組織運営基盤の強化や技術向上等による事業実施体制の強化を引き続き促進しつつ、今後、土地改良事業や土地改良区の現状、組合員の意識やニーズ等について把握、分析した上で、土地改良制度の在り方について検証、検討する中で、土地改良区の在り方についても検討を行う。

## 第４　食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

⑴　幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進

食料・農業・農村に関する施策は、国民生活や経済社会の幅広い分野に関係しているため、国はもとより地方公共団体、農業者、消費者、事業者及びそれぞれの関係団体等の適切な役割分担の下、施策を総合的かつ計画的に推進する。

その推進に当たっては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年６月閣議決定）、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の政府が取りまとめた文書に掲げる数値目標や施策の方向を踏まえるとともに、関係府省の密接な連携が不可欠であるため、内閣総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」を活用して、政府一体となって取り組む。

⑵　施策の進捗管理と評価

施策の着実な推進を図るため、その実施に当たっては、手順、時期、手法及び目的を明らかにするとともに、随時、対象者の対応状況を把握することにより、進捗管理を行う。

政策効果に着目した達成すべき目標の設定を推進すること等により、政策評価を積極的に活用し、施策の効果、問題点等を検証するとともに、政策評価に関する情報の公開を進める。

これらにより、必要に応じて施策の内容を見直し、翌年以降の施策の改善に反映させていくものとする。

⑶　財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、毎年の施策の推進に当たっては、事業成果が着実に上がるよう、施策の不断の点検と見直しを行うとともに、目的に応じた施策の選択と集中的実施を行う。また、様々な観点からのコスト縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図る。

新たな施策の実施に当たっては、既存の施策の廃止や見直しを徹底することにより、施策の実施に伴う国民負担を合理的なものにするとともに、新たな施策に伴う負担の必要性について、国民に分かりやすく情報を提示し、国民の理解と納得を得るよう努める。

⑷　国民視点や地域の実態に即した施策の決定

施策の決定の過程において、ホームページ、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の媒体を効果的に組み合わせた情報提供や意見募集、全国各地での国民との意見交換等を積極的に行うこと等により、透明性を確保しつつ、幅広い国民の参画を推進する。

その際、施策の企画・立案段階から決定に至るまでの検討過程において、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにする。こうした施策の決定や推進に必要となる統計調査については、新たな施策ニーズを踏まえ的確に実施する。

我が国の国土は、南北に長く地理的条件や気象条件が異なり、稲作、畑作、施設園芸、果樹、畜産地帯といった地域の特性を活かした多様な農業が営まれている。このため、地域ごとに異なる課題やニーズ等を踏まえ、地域の実態に即した施策の展開を図る。

⑸　効果的かつ効率的な施策の推進体制

既存の施策の見直しや新たな施策の導入に当たっては、施策の趣旨や内容について、分かりやすい表現等に意を用い、施策の対象となる農業者等に浸透させる。その際、地方公共団体、地域の関係機関等との連携や情報の共有を図り、農業者等への的確な周知や、地域の課題やニーズ等の把握に努めるとともに、ホームページ、ＳＮＳ等も含め、複数の広報媒体を効果的に組み合わせた広報活動を推進する。これにより、施策の現場担当者や農業者等の理解と具体的な行動を促し、農業・農村を活性化する取組の創出、後押し等につなげる。

農業・農村の現場が抱える課題の多様化など行政ニーズの変化等に迅速かつ効果的・効率的に対応するため、現場と農政を結ぶ機能を充実するなど、行政組織の在り方を含め、施策の推進体制を見直す。

**関東地方整備局公示**

利根川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の４第１項第２号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のように指定し、平成27年４月20日から施行する。

平成27年４月10日

関東地方整備局長　越智　繁雄

| 水系名 | 河川名 | 河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの |
|---|---|---|
| 利根川水系 | 利根川 | 船舶 |
| | 長門川 | 船舶 |
| | 手賀川 | 船舶 |
| | 北千葉導水路 | 船舶 |
| | 渡良瀬川 | 船舶 |
| | 思川 | 船舶 |
| | 巴波川 | 船舶 |
| | 秋山川 | 船舶 |
| | 矢場川 | 船舶 |
| | 多々良川 | 船舶 |
| | 旗川 | 船舶 |
| | 蓮台寺川放水路 | 船舶 |
| | 桐生川 | 船舶 |
| | 早川 | 船舶 |
| | 小山川 | 船舶 |
| | 広瀬川 | 船舶 |
| | 烏川 | 船舶 |
| | 神流川 | 船舶 |
| | 鏑川 | 船舶 |
| | 碓氷川 | 船舶 |
| | 湯川 | 船舶 |
| | 大沢川 | 船舶 |
| | 谷沢川 | 船舶 |
| | 片品川 | 船舶 |
| | 赤谷川 | 船舶 |
| | 西川 | 船舶 |
| | 宝川 | 船舶 |
| | 楢俣川 | 船舶 |
| | 奈良沢川 | 船舶 |

## 国家試験

**ＣＢＴによる平成26年度ＩＴパスポート試験合格者**

ＣＢＴによる平成26年度ＩＴパスポート試験（２月実施分）の合格者を平成27年３月13日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成27年４月10日

経済産業大臣　宮沢　洋一